第45回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

株式会社　精工技研

連結注記表

1　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　６社

連結子会社の名称　　SEIKOH GIKEN USA,INC.（米国）
杭州精工技研有限公司（中国）
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH（ドイツ）
大連精工技研有限公司（中国）
香港精工技研有限公司（中国）
不二電子工業株式会社（日本）

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法適用の関連会社の数　　１社

関連会社の名称　　DATA PIXEL SAS（フランス）

②　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(連結子会社)

当連結会計年度において、マイルストーン株式会社は清算結了に伴い、連結の範囲から除外しております。

(持分法適用会社)

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての在外連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。国内連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券 …… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

3) たな卸資産

イ．商　品 …… 移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ．製品

金 型 関 連 …… 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

光通信、成形及びデバイス関連 …… 主に移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ．原 材 料 …… 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ニ．仕 掛 品
金 型 及 び …… 個別法による原価法
光 通 信 関 連 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

成 形 及 び …… 主に移動平均法による原価法
デ バ イ ス 関 連 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ホ．貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法
ただし、在外連結子会社の評価基準については低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く） …… 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 ７年～38年
機械装置及び運搬具 ６年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア ５年
顧客関連資産 効果の及ぶ期間（10年）

ハ．リ ー ス 資 産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

ニ．投資不動産 …… 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　６年～38年

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金 …… 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金 …… 国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２　会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３　追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日)を当連結会計年度から適用しております。

４　連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　12,205,259千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

投資その他の資産

投資不動産

(建物)	61,635千円
(構築物)	4,942 〃
合　計	66,578千円

② 担保に係る債務

流動負債	
預り金	17,133千円
固定負債	
預り保証金	8,566千円
預り敷金	19,037 〃
合　計	44,736千円

(3) 保証債務

次のとおり債務の保証を行っております。

被保証会社名	金　額	内　　容
ノエル･カンパニー･リミテッド	76,309千円	ファクタリング債務に関する保証債務
計	76,309千円	

5　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式　　9,333,654株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年６月17日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（イ）配当金の総額 …… 147,212千円

（ロ）配当の原資 …… 利益剰余金

（ハ）１株当たり配当額 …… 16円

（ニ）基準日 …… 平成28年３月31日

（ホ）効力発生日 …… 平成28年６月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成29年６月16日開催予定の第45回定時株主総会において、次のとおり付議します。

（イ）配当金の総額 …… 184,879千円
（ロ）配当の原資 …… 利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額 …… 20円
（ニ）基準日 …… 平成29年３月31日
（ホ）効力発生日 …… 平成29年６月19日

(3) 新株予約権に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	59,100	－	59,100	－	－
合 計		59,100	－	59,100	－	－

（注）1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
新株予約権の減少15,900株は、権利失効によるものであります。
新株予約権の減少43,200株は、権利行使によるものであります。

６ 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っています。なお、デリバティブは外貨建取引管理規程に従い、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時　価(※)	差　　額
①現金及び預金	9,837,016	9,837,016	－
②受取手形及び売掛金	2,696,445	2,696,445	－
③投資有価証券			
その他有価証券	40,968	40,968	－
④買掛金	(1,161,901)	(1,161,901)	－
⑤未払法人税等	(157,592)	(157,592)	－

(※)　負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④買掛金並びに⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	182,010千円

これらについては市場性がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

7　賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、千葉県地域・中国浙江省地域において、賃貸用の倉庫及びビル（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時　　価
927,453千円	627,514千円

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	2,333円15銭
１株当たり当期純利益	86円71銭

9　重要な後発事象

（ストックオプションとして新株予約権の発行）

当社は、平成29年５月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人及び当社子会社の使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、平成29年６月16日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当該内容については、下記のとおりであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の使用人及び当社子会社の使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記３．に定める内容の新株予約権1,700個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式170,000株を上限とし、下記３．(1) により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

３．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、(3) ②ｉの規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記（3）に定める調整に服する。

(3) 行使価額の調整

① 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次のⅰ又はⅱを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ⅰ 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

ⅱ 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

a 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記②に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位を四捨五入して小数第１位まで算出する。

b 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

c 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

② 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

ⅰ 上記①ⅰに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ⅱ 上記①ⅱに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

③ 上記①ⅰ及びⅱに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後２年を経過した日から２年間とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

（取得による企業結合）

当社は、平成29年３月17日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるDATA PIXEL SASの株式を追加取得し、連結子会社とすることを決議しました。平成29年４月３日付で株式譲渡契約を締結し、平成29年４月３日に株式取得を完了しました。概要は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度末においてDATA PIXEL SASは持分法適用関連会社であります。

１.企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称： DATA PIXEL SAS

事業の内容　　： 光通信用部品形状測定装置及び検査装置の開発、製造及び販売

(2) 企業結合を行った主な理由

DATA PIXEL SASを連結子会社化することで、技術やノウハウ、人的リソースや人的ネットワーク、生産設備、情報等の経営資源の共有化を一層図ってまいります。特に製品開発面、製造面での連携を深め、両社で創出するシナジーによってお客様に提供する製品やサービスの幅を拡大し、世界の光通信関連市場において更なるシェア拡大を実現していく考えです。

(3) 企業結合日

平成29年４月３日

(4) 企業結合の法的形式

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	：	49.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	：	48.0%
取得後の議決権比率	：	97.0%

(7)　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が被取得企業の議決権の過半数を所有するため、取得企業となります。

2.被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	追加取得に伴い支出した現金	351,170千円
取得に直接要した費用	アドバイザリー費用等	13,563千円
取得原価		364,733千円

3.被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

現時点では確定しておりません。

4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

個別注記表

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び
関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

② その他有価証券 …… 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの
移動平均法による原価法

2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商　品 …… 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 製品
金型関連製品 …… 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
光通信関連製品 …… 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 原材料 …… 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

④　仕 掛 品 …… 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
⑤　貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法
①　有形固定資産……定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～38年
機械装置	８年～10年
工具器具備品	２年～20年

②　無形固定資産……定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア　５年
③　投資不動産 …… 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	６年～38年

(3) 引当金の計上基準
①　貸倒引当金 …… 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

２ 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３ 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

4　貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　4,542,546千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

関係会社に対する短期金銭債権	413,232千円
関係会社に対する短期金銭債務	74,330 〃
関係会社に対する長期金銭債務	151,552 〃

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資その他の資産	
投資不動産	
(建物)	61,635千円
(構築物)	4,942 〃
合　計	66,578千円

② 担保に係る債務

流動負債	
預り金	17,133千円
固定負債	
預り保証金	8,566千円
預り敷金	19,037 〃
合　計	44,736千円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期未払金　145,070千円

5　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

イ）売上高	1,388,509千円
ロ）仕入高	707,217 〃
ハ）販売費及び一般管理費	4,724 〃
ニ）営業取引以外の取引高	673,465 〃

6　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	132,890株	－株	43,200株	89,690株

（注）自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による割当分43,200株であります。

7　税効果会計に関する注記

（繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳）

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与38,654千円、減損損失114,999千円、たな卸資産評価減17,997千円、繰越欠損金1,101,562千円等であります。また、評価性引当額は1,482,022千円であります。

8　関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	SEIKOH GIKEN USA, INC.	直接所有 100%	当社製品の販売 役員の兼任	光ディスク用金型部品及び光通信部品関連製品の販売 (注) 2	701,100	売掛金	231,933
子会社	SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	直接所有 100%	当社製品の販売 役員の兼任	光ディスク用金型部品及び光通信部品関連製品の販売 (注) 2	252,681	売掛金	77,227
子会社	杭州精工技研有限公司	直接所有 100%	当社製品の製造・販売技術指導 役員の兼任	光通信部品関連製品、レンズ部材の製造及び販売 (注) 2 技術指導料 (注) 2	318,714 246,988 39,639	買掛金 売掛金 未収入金	39,297 47,487 10,884
子会社	大連精工技研有限公司	直接所有 100%	当社製品の製造・販売 役員の兼任	光通信部品関連製品の製造 (注) 2	333,493	買掛金	27,228
子会社	不二電子工業株式会社	直接所有 100%	業務受託 資金の貸付 役員の兼任	業務受託料 (注) 2 資金の貸付 (注) 3 利息の受取 (注) 3	41,410 200,000 23,330	未収入金 短期貸付金 長期貸付金	4,043 641,600 1,448,000

(注) 1.　上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2.　取引条件及び取引条件の決定方針等
取引価格については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3.　不二電子工業株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

９　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	2,159円71銭
１株当たり当期純利益	61円27銭

10　重要な後発事象

（ストックオプションとして新株予約権の発行）

当社は、平成29年５月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人及び当社子会社の使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、平成29年６月16日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当該内容については、下記のとおりであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の使用人及び当社子会社の使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

２．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記３．に定める内容の新株予約権1,700個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式170,000株を上限とし、下記３．(1) により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

３．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、(3) ② i の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記 (3) に定める調整に服する。

(3) 行使価額の調整

① 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の i 又は ii を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

ⅱ 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

a 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記②に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位を四捨五入して小数第１位まで算出する。

b 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

c 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

② 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

ⅰ 上記①ⅰに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ⅱ 上記①ⅱに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

③ 上記①ⅰ及びⅱに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 新株予約権を行使することができる期間
割当日後２年を経過した日から２年間とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(8) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

（取得による企業結合）

連結計算書類の「連結注記表 9 重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11 その他の注記

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	496,679千円
勤務費用	31,324 〃
利息費用	1,092 〃
数理計算上の差異の発生額	△1,453 〃
退職給付の支払額	△24,336 〃
退職給付債務の期末残高	503,306 〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	503,306千円
未積立退職給付債務	503,306 〃
未認識数理計算上の差異	△36,666 〃
貸借対照表に計上された負債	466,639 〃

退職給付引当金	466,639千円
貸借対照表に計上された負債	466,639 〃

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	31,324千円
利息費用	1,092 〃
数理計算上の差異の費用処理額	7,436 〃
確定給付制度に係る退職給付費用	39,853 〃

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%
予想昇給率	5.1%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,135千円でありました。